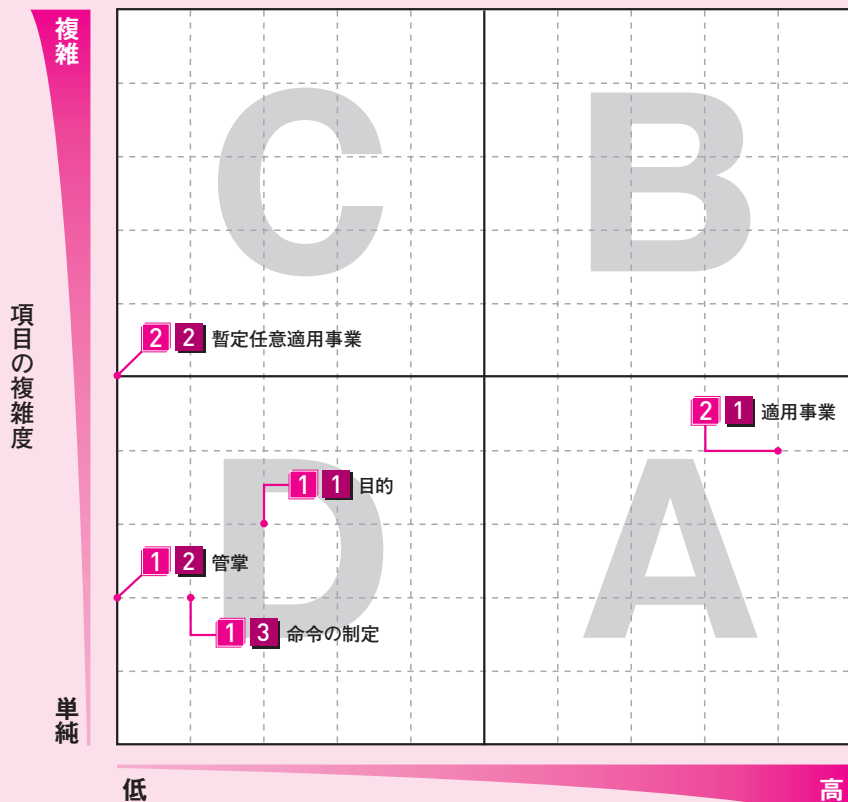


第1章

総則



1

目的等

1 目的（法1条、法2条の2）

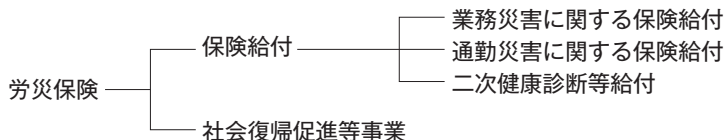
★★★

- I 労働者災害補償保険は、**業務上の事由又は通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、**死亡等**に対して**迅速かつ公正な保護**をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、**業務上の事由又は通勤**により負傷し、又は**疾病**にかかった労働者の**社会復帰**の促進、当該労働者及びその**遺族**の援護、労働者の**安全及び衛生の確保等**を図り、もって労働者の**福祉の増進**に寄与することを目的とする。H22-選AB
- II 労働者災害補償保険は、Iの目的を達成するため、**業務上の事由又は通勤**による労働者の負傷、疾病、障害、**死亡等**に関して保険給付を行うほか、**社会復帰促進等事業**を行うことができる。

・沿革

労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）は、業務上の災害発生に際し、事業主の一時的補償負担の緩和を図り、労働者に対する迅速かつ公正な保護を確保するため（労働基準法に基づく**事業主の補償義務を肩代わりする制度**として）、労働基準法と同じ昭和22年4月に公布され、同年9月1日に施行された。さらにその後、昭和48年の改正において、**通勤災害**も同法の保護の対象とされている。

■労災保険の体系図



- ・労災保険は、業務災害又は通勤災害等（業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等といった保険事故）に対して保険給付の事業を行うとともに、附帯事業として、被災労働者の社会復帰、被災労働者等の援護及び労働者の安全衛生の確保等の事業（社会復帰促進等事業）を行うものである。（昭和51.6.29発基96号）

Point

労災保険の保険料は全額事業主負担である（労働者は保険料を負担しないため、被保険者ではなく適用労働者という。）。

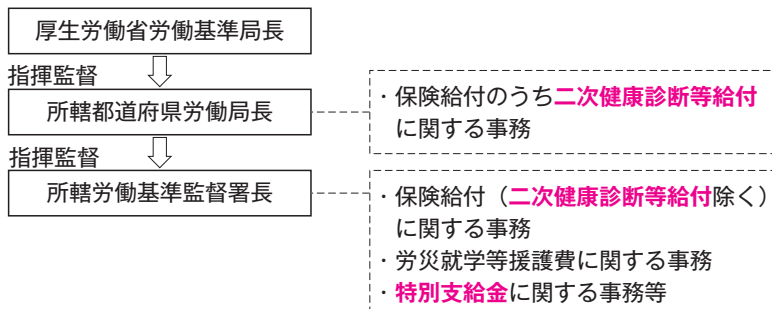
目的等

2 管掌（法2条、則1条）

★★★

- I 労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。
- II 労働者災害補償保険法第34条第1項第3号〔第1種特別加入者の給付基礎日額の決定〕（第3種特別加入者の規定において準用する場合を含む。）、第35条第1項第6号〔第2種特別加入者の給付基礎日額の決定〕及び第49条の3第1項〔資料提供等の求め〕に規定する**厚生労働大臣**の権限は、**都道府県労働局長**に委任する。ただし、法第49条の3第1項の規定による権限は、**厚生労働大臣**が自ら行うことを妨げない。
- III 労働者災害補償保険に関する事務は、**厚生労働省労働基準局長**の指揮監督を受けて、**所轄都道府県労働局長**が行う。
- IV IIIの事務のうち、保険給付（**二次健康診断等給付**を除く。）並びに社会復帰促進等事業のうち労災就学等援護費及び**特別支給金**の支給並びに**厚生労働省労働基準局長**が定める給付に関する事務は、**都道府県労働局長**の指揮監督を受けて、**所轄労働基準監督署長**が行う。

■事務の所轄



Point

二次健康診断等給付以外の保険給付に関する事務は、所轄労働基準監督署長が行う（二次健康診断等給付に関する事務は、所轄都道府県労働局長が行う。）。

3 命令の制定（法5条）

★★

労働者災害補償保険法に基づく政令及び厚生労働省令並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）に基づく政令及び厚生労働省令（労働者災害補償保険事業に係るものに限る。）は、その草案について、労働政策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

H20-5E

・趣旨

労災保険法等に基づく命令の制定については、その立案の公正・的確性の確保と施行の円滑を期する必要があるため、労働政策審議会の意見を聞くべきことを規定している。

2

適用

適用

1 適用事業

1 適用事業及び適用除外（法3条）

★★★

- I 労働者災害補償保険法においては、**労働者を使用する事業を適用事業とする。**（例題1）（例題2）
- II Iの規定にかかわらず、**国の直営事業及び官公署の事業**（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）**[非現業の官公署]**については、労働者災害補償保険法は、適用しない。H21-1A

1. 適用事業 **必修**

労災保険法は、労働者を使用する事業に適用される。したがって、労働者を1人でも使用する事業は、原則として、労災保険の適用事業とされる。

2. 官公署に対する適用

次の(1)(2)については、他の法律（国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法等）に基づく災害補償制度により保護が与えられるため、労災保険は適用されない。

- (1) 国の直営事業
- (2) 非現業の官公署

国家公務員又は地方公務員の事務部門（一般職）の役所を指す。

現業部門・非現業部門に対する労災保険の適用をまとめると次の通りとなる。

	現業部門	非現業部門
国	適用除外	適用除外
地方公共団体	非常勤職員のみ適用	適用除外

3. 独立行政法人に対する適用

国立印刷局、造幣局等の**行政執行法人**には国家公務員災害補償法が適用されるため、**労災保険法は適用されないが、行政執行法人以外の独立行政法人には労災保険法が適用される。**H20-5A

なお、独立行政法人に対する適用の取扱いは、次の通り労働基準法と異なる。

	労働基準法	労災保険法
行政執行法人	適用	適用除外
行政執行法人以外の 独立行政法人	適用	適用

(独立行政法人通則法59条1項1号、平成13.2.22基発93号)



(共同企業体によって行われる建設事業)

共同企業体によって行われる建設事業において、その全構成員が各々資金、人員、機械等を拠出して、共同計算により工事を施工する共同施工方式がとられている場合、保険関係は、共同企業体が行う事業の全体を一の事業とし、その代表者を事業主として成立する。 **H26-27** (昭和41.2.15基災発8号)

例題1

H17-1D

労働者を使用する事業であれば、事業主がその旨を所轄行政庁に届け出ない場合でも、一部の事業を除き、適用事業である。

解答 ○

法3条、徴収法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、平成12年労告120号。労働者を使用する事業であれば、暫定任意適用事業等の一部の事業を除き、届出の有無にかかわらず、その事業の開始された日に法律上当然に労災保険に係る保険関係が成立する。

例題2

H17-1E

労働者を必ずしも常時使用していない事業であっても、労働者を使用する場合には、一部の事業を除き、適用事業に該当する。

解答 ○

法3条、(44)法附則12条、整備政令17条、昭和50年労告35号、平成12年労告120号。労働者を使用する事業であれば、必ずしも労働者を常時使用していなくても、暫定任意適用事業等の一部を除き、適用事業に該当する。

2 適用労働者



労災保険法の適用を受ける労働者のことを「**適用労働者**」という。

1. 適用労働者の範囲 必修

労災保険法の適用を受ける労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者と同義である。したがって、**個人事業主、法人の代表取締役**は適用労働者とはならず、また、同居の親族も原則として適用労働者とならない。 **H26-7E**

一方、労働者であれば、**常用雇用労働者に限らず**、臨時雇、日雇、アルバイト、パートタイマー、試用期間中の者など雇用形態に関係なく適用の対象となる。

H20-1A **例題3**

2. 複数就業者 必修

2以上の事業に使用される者は、**それぞれの事業において適用労働者**となる。

H26-2E

3. 派遣労働者 必修

労働者派遣事業に対する労災保険法の適用については、**派遣元事業主**の事業が適用事業とされる（**派遣元事業主**の事業に係る保険関係により適用労働者となる。）。

H20-1B（昭和61.6.30基発383号）

4. 出向労働者

在籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を存続したまま出向する労働者）の労災保険法の適用については、出向の目的及び出向元事業主と出向先事業主とが当該出向労働者の出向につき行った契約並びに出向先事業における出向労働者の労働の実態等に基づき、当該労働者の労働関係の所在を判断して、その者に係る保険関係（労災保険に関する法律関係）が**出向元事業と出向先事業のいずれにあるかを決定**する。

H26-2イ H27-5C

移籍型出向労働者（出向元事業との雇用関係を終了させて出向する労働者）の場合は、出向先とのみ労働契約関係があるので、労災保険法の適用については、**出向先事業主の事業に係る保険関係により取り扱われる**。

（昭和35.11.2基発932号、昭和61.6.6基発333号、昭和61.6.30基発383号）

5. 外国人労働者 必修

外国人労働者であっても、適用事業に使用され、賃金を支払われる者は、出入国管理及び難民認定法による在留資格ないし就労資格を有しない**不法就労者**であっても、**適用労働者**となる。〈発展1.参照〉

6. 国外就労者

労災保険法は国外の事業には適用されないので、国外の事業に使用される者である海外派遣者は、労災保険法の適用を受けない（ただし、特別加入者になることができる場合はある。）。

一方、**海外出張者**については、国内の事業に使用される者が国外において業務を遂行しているにすぎないので、原則として、**労災保険法の適用を受ける**。

また、日本企業の海外支店等で、**現地採用**された日本人職員は、**適用労働者とならない**。
(昭和52.3.30基発192号)

7. 在宅勤務者

労働者が在宅勤務（労働者が、労働時間の全部又は一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。）を行う場合においても、労災保険法が適用されることとなる。
(平成20.7.28基発0728001号)

例題3

H12-1D

労災保険は、試の使用期間中の労働者であっても、雇入れ後14日を経過すれば、直ちに適用される。

解答 ✕

法3条1項。労災保険は、適用事業所に使用され賃金を受けている者に適用されるので、設問の者についても雇入れの日から適用労働者となる。

2 暫定任意適用事業((44)法附則12条、整備政令17条、昭和50年労告35号)

★★★

農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業〔**都道府県、市町村**その他これらに準ずるものの事業、**法人**である**事業主の事業**及び船員法第1条に規定する**船員**を使用して行う**船舶所有者**（船員保険法第3条〔**船舶所有者**に関する規定が適用される者〕に規定する場合にあっては、同条の規定により**船舶所有者**とされる者）の**事業を除く。**〕であって、**常時5人未満**の労働者を使用する事業は、以下に掲げる事業を除き、当分の間、**任意適用事業（暫定任意適用事業）**とする。

- i **立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業**の事業であって、**常時労働者を使用するもの又は1年以内の期間において使用労働者延人員300人以上のもの**
- ii **危険又は有害な作業**を主として行う事業であって、**常時労働者を使用するもの**（i iiiに掲げる事業を除く。）
- iii 総トン数**5トン以上**の漁船による**水産動植物の採捕**の事業（河

川、湖沼又は特定水面において主として操業する事業を除く。

iv 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）であって、事業主が特別加入した事業

1. 暫定任意適用事業の範囲 必修

暫定任意適用事業の範囲は以下の通りである。

事業の種類		暫定任意適用事業の要件		
農業（畜産・養蚕業を含む）	個人経営	事業主が特別加入していない	常時使用労働者数5人未満	特定危険有害作業を行う事業ではない 〈発展3.参照〉
水産業		船員を使用して行う船舶所有者の事業でない かつ ・総トン数5トン未満の漁船 又は ・河川、湖沼、特定水面で操業する漁船 〈発展2.参照〉		
林業		常時労働者を使用せず、かつ、年間使用労働者数延300人未満		

2. 暫定任意適用事業の保険関係

労災保険の暫定任意適用事業の事業主が、労災保険の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった場合には、厚生労働大臣の認可があった日に、労災保険に係る保険関係が成立する。

また、労災保険の暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の過半数が希望するときは、労災保険の加入の申請をしなければならない。

（整備法5条1項、2項）